

2022(令和4)年12月5日

農林水産大臣 野村 哲郎 殿

高病原性鳥インフルエンザ対策の強化に関する緊急申し入れ

立憲民主党農林水産部門長
金子 恵美

越境性動物疾病である高病原性鳥インフルエンザは、今シーズンにおいて、12月5日までに15道県25事例の発生が確認され、飼養鶏の殺処分対象羽数はすでに昨シーズンを超えており、過去最悪のペースで感染が広がっている。

高病原性鳥インフルエンザがまん延すれば、養鶏産業は甚大な被害を受けるとともに、国民への鶏肉及び鶏卵の安定供給が脅かされることとなる。

本疾病の更なる発生と全国的なまん延の防止並びに生産者の経営継続等に向けて、養鶏業者のみならず、農林水産省をはじめとする関係府省、都道府県、市町村、関連事業者等の関係者が一致協力して対策に当たる必要がある。ついては、以下の事項を申し入れる。

1. 更なる発生を防ぐためにも、養鶏農場における飼養衛生管理基準の遵守及び本疾病の早期発見・早期通報の徹底を図ること。また、野生小動物の侵入防止柵や防鳥ネットの整備等、飼養衛生管理の徹底についての支援策を強化すること。
2. 本疾病の発生で損害を受けた養鶏農場に対する経営再開に向けた支援、移動制限・搬出制限区域内にあって影響を受けた養鶏農場等に対する経営継続の支援を確実に実施すること。また、発生原因及び感染経路の速やかな解明に取り組むこと。
3. 発生都道府県における防疫措置や関係自治体が対策に要した経費に対して速やかな支援を行うこと。また、大規模農場での発生や同時多発に係る防疫措置については、発生都道府県の負担が大きくなることから、国の財政支援を拡充すること。発生農場周囲の主要道路やため池周辺の消毒等、発生地域における防疫対策の強化が確実に実施されるよう十分な支援を措置すること。

4. 風評被害の防止及び防疫措置の円滑・確実な実施のために、高病原性鳥インフルエンザに関する科学的知見や食品の安全性についての正確な情報発信に丁寧に取り組むこと。
5. 我が国における高病原性鳥インフルエンザの発生を理由として鶏肉及び鶏卵の輸入を停止している国・地域については、速やかに当該国・地域の政府当局と輸出再開に向けた協議を進めること。
6. 家畜伝染病の発生予防とまん延防止に第一義的責任を有する都道府県が現下の高病原性鳥インフルエンザ対策に確実に取り組めるよう、国は、国家防疫としての輸入検疫を強化すること。

以上